５障福第１１０２号

令和５年６月１２日

各　市　町　村　長　殿

　　(政令指定都市を除く)

愛知県福祉局福祉部長

　　　(　公　印　省　略　)

社会福祉施設等施設整備事業（障害関係施設分）等に係る整備計画について（依頼）

　このことについて、今後の整備計画を把握する必要がありますので、別紙１記載の対象施設等の整備について、下記により提出してください。該当がない場合もその旨回答してください。

　なお、計画の策定に当たっては、「令和５年度当初予算（案）等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について（抜粋）」（別紙２-１）「令和５年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について(案)（抜粋）」(別紙２-２)に留意してください。

記

１　提出資料

1. 様式１　障害者（児）福祉施設整備計画（長期計画）

※　補助申請しない整備を含む。

※　各市町村で１枚作成すること。

※　令和５年度の補助を協議中で内示待ちの案件は、その旨を備考欄に記載すること。

1. 様式２　障害者(児)福祉施設整備計画（令和６年度整備分）

※　市町村として、整備の必要性の有無を検討し、必要と判断したもののみ提出すること。

※　令和５年度の補助を協議中で内示待ちの案件のうち、不採択であった場合令和６年度に

再度申請を希望する案件については記載すること。

※　中核市においては、提出不要（ただし、障害児入所施設、児童発達支援センターは除く）。

※　令和5年度中に国の補正予算があった場合についても、今回提出された整備計画から選

定することとなるため、希望する案件については記載すること。

２　提出期限　　令和５年６月２８日（水）

３　提出方法　　電子メール

４　その他

1. 協議対象とならない整備

ア　国及び県の整備計画に反する整備

イ　上記提出期限までに計画が未熟な整備（建設予定地未定、総事業費未定　等）

ウ　緊急性が著しく低いと思われる整備

エ　年度内の工事完了が困難な整備（国内示のある７月頃～翌年３月までの期間で完了が難しい

　　整備）

オ　過去５年間に行政処分を受けた法人の整備

カ　新設法人については、設立の認可・認証の見込みのないもの

キ　災害レッドゾーン（都市計画法第３３条第１項第８号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。）内での新規整備

1. 優先順位の基準

　　　　　選考審査会において、別表に定める基準により審査し、優先順位を付します。

1. 子ども家庭庁より児童福祉施設等に対する通知が発出された際には、追加で送付いたします。

担　当　　障害福祉課事業所指導第二グループ（金子）

電　話　　０５２－９５４－７４００（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　shogai@pref.aichi.lg.jp

別紙１

対象施設等

主な整備区分における社会福祉施設等施設整備費の対象となる施設等は以下のとおり。

１　一般整備（創設・増築・改築）

＜対象事業＞

（１）障害福祉サービス事業所等

療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を含む。）、就労定着支援、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助、居宅介護、相談支援を実施する事業所及び障害者支援施設

（２）児童福祉施設等

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター及び児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業を実施する事業所

（３）身体障害者社会参加支援施設

補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設

＜補助基準単価＞

　　令和５年３月２７日厚生労働省社会・援護局　障害保健福祉部障害福祉課　保護課事務連絡「令和５年度予算（案）等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「者国庫補助協議通知」という。）別添１－３－１中の別表３－１（改正後）を参照のこと。

　　令和５年○月〇日こども家庭庁成育局 事務連絡「令和５年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」（以下「児国庫補助協議通知」という。）別添１－３－２中の別表交付要綱８（３）に掲げる事業(障害児施設等)（改正後）を参照のこと。

２　大規模修繕等

　　既存施設等の大規模修繕については、平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（以下「大規模修繕取扱い」という。）により整備を行う。

＜対象事業＞

　　一般整備に同じ。（ただし、「大規模修繕取扱い」１の(４)の②、③の事業については入所施設とする。）

＜補助基準額＞

　　次のいずれか低い方の価格を基準とする。

　　（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り

　　（２）工事請負業者の見積り

　　　ただし、「愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」（以下、「県交付要綱」という。）の別表１－３の第３欄に定める対象経費の実支出額（以下、「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。

３　避難スペース整備

　　平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により整備を行う。

※　なお、避難スペースに必要な備品等の整備は、補助の対象外である。

＜対象事業＞

（１）障害福祉サービス事業所等

療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を含む。）、就労定着支援、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助を実施する事業所及び障害者支援施設

（２）児童福祉施設等

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター及び児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業を実施する事業所

　＜補助基準単価＞

　　「者国庫補助協議通知」別添１－３―１中の別表３－１（改正後）参照のこと。

なお、既存施設に避難スペースのみ整備する場合は、「様式２」の「２　整備区分（6.その他）」に「避難スペース整備」と表示し、創設と併せて整備をする場合には、同箇所に「避難スペース整備加算」と表示することで、「避難スペース整備加算」を加えて算定することができることとする。

「児国庫補助協議通知」別添１－３－２中の別表交付要綱８（３）に掲げる事業(障害児施設等)（改正後）を参照のこと。

４　障害者支援施設等の耐震化等整備

　　倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築を行うこと。

＜対象事業＞

（１）障害福祉サービス事業所

生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を含む。）、就労移行支援、就労継続支援を実施する事業所及び障害者支援施設

（２）児童福祉施設

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

＜補助基準単価＞

　　「者国庫補助協議通知」別添１－３－１中の別表３－２（改正後）を参照のこと。

　　「児国庫補助協議通知」別添１－３－２中の別表耐震化等整備事業（改正後）を参照のこと。

５　その他

その他の取扱いについては、県交付要綱によるものとし、施設種別・整備区分ごとの単価については、「者国庫補助協議通知」別添１－３－１及び「児国庫補助協議通知」別添１－３－２、別添１－４によるものとする。